

令和6年第3回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案 40件

| | | | |
|-----|----------------------|-----|---|
| 1 | 地方自治法第180条に基づく専決処分報告 | 6件 | 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起及び市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告 ほか5件 |
| 2 | 諮問 | 3件 | 生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問 ほか2件 |
| 3 | 条例の一部改正 | 12件 | 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正 ほか11件 |
| 4 | 道路の認定廃止 | 1件 | 東寺尾第461号線等市道路線の認定及び廃止 |
| 5 | 財産の取得 | 1件 | 高規格救急車の取得 |
| 6 | 和解 | 1件 | 横浜みなとみらいホールにおけるスプリンクラー設備による水損事故に係る損害賠償請求についての和解 |
| 7 | 指定管理者の指定 | 3件 | 地区センターの指定管理者の指定 ほか2件 |
| 8 | その他 | 2件 | 公立大学法人横浜市立大学の定款の変更 ほか1件 |
| 9 | 契約の締結等 | 11件 | |
| (1) | 契約の締結 | 8件 | 環状4号線（北町地区）道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約の締結 ほか7件 |
| (2) | 契約の変更 | 3件 | みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更 ほか2件 |

II 予算議案 5件

| | | | |
|---|----------|----|----------------------------|
| 1 | 繰越計算書等報告 | 3件 | 令和5年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告 ほか2件 |
| 2 | 補正予算 | 2件 | 令和6年度横浜市一般会計補正予算（第2号） ほか1件 |

合計 45件

令和6年9月3日発送
令和6年9月10日提出

お問合せ先

| | | |
|--------------------|------|------------------|
| (一般議案について) 総務局総務課長 | 稲富隆仁 | Tel 045-671-2046 |
| (予算議案について) 財政局財政課長 | 田島徹哉 | Tel 045-671-2230 |



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



I 一般議案

| 件名 | 概要 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|----------|---------|-------|-------|--------|------------|------|------|-------|------|-------|
| 1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（6件） | | | | | | | | | | | | | |
| 市報第7号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起及び市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告 | 市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起及び和解 ①訴えの提起 件数:1件 総額:約1,192千円 ②和解の成立 件数:31件 総額:約4,542千円 平均:約147千円/件 | | | | | | | | | | | | |
| 市報第8号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告 | 法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>医療局1件</td> <td>みどり環境局9件</td> <td>資源循環局9件</td> </tr> <tr> <td>道路局2件</td> <td>港湾局1件</td> <td>消防局14件</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局1件</td> <td>中区1件</td> <td>南区1件</td> </tr> <tr> <td>港南区1件</td> <td>旭区3件</td> <td>青葉区1件</td> </tr> </table> 合計:44件 総額:約13,693千円 平均:約311千円/件 | 医療局1件 | みどり環境局9件 | 資源循環局9件 | 道路局2件 | 港湾局1件 | 消防局14件 | 教育委員会事務局1件 | 中区1件 | 南区1件 | 港南区1件 | 旭区3件 | 青葉区1件 |
| 医療局1件 | みどり環境局9件 | 資源循環局9件 | | | | | | | | | | | |
| 道路局2件 | 港湾局1件 | 消防局14件 | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局1件 | 中区1件 | 南区1件 | | | | | | | | | | | |
| 港南区1件 | 旭区3件 | 青葉区1件 | | | | | | | | | | | |
| 市報第9号 変更契約の締結についての専決処分報告 | 契約金額の変更（9件） ※各変更契約については6～9頁参照 | | | | | | | | | | | | |
| 市報第10号 訴えの提起の専決処分報告 | 訴訟物の価額が5,000,000円以下の訴えの提起 （訴えの要旨）被控訴人がその所有する土地に隣接する土地の所有権を有することの確認を求めた事件について、第1審判決を取り消すこと等を求める （相手方）神奈川県在住の女性 （訴訟物の価額）2,706,338円（専決年月日）6年4月9日 | | | | | | | | | | | | |
| 市報第11号 和解の専決処分報告 | 和解の成立（4件） ※各和解については10頁参照 | | | | | | | | | | | | |
| 市報第12号 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例及び横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正についての専決処分報告 | 介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係規定の整備 （内容）「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める （専決年月日）6年6月25日 | | | | | | | | | | | | |
| 2 諮問（3件） | | | | | | | | | | | | | |
| 諮問市第4号 生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問 | 西福祉保健センター長が、5年9月19日に地方自治法第231条の3第1項の規定に基づいて行った生活保護費の返還金の督促処分を取り消す裁決を求める審査請求 （審査請求人）南区在住の市民（諮問内容）棄却 （根拠法令）地方自治法第231条の3第7項（議会への諮問） | | | | | | | | | | | | |
| 諮問市第5号 下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問 | 横浜市長が、5年4月13日に横浜市下水道条例第18条第1項の規定に基づいて行った平成29年11月分から令和5年2月分までの下水道使用料の徴収処分を取り消す裁決を求める審査請求 （審査請求人）横浜市場冷蔵株式会社（諮問内容）棄却 （根拠法令）地方自治法第229条第2項（議会への諮問） | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>諮問市第 6 号 下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問</p> | <p>横浜市長が、5年7月25日に横浜市下水道条例第18条第1項の規定に基づいて行った平成31年4月分から令和5年5月分までの下水道使用料の徴収処分を取り消し、又は変更する裁決を求める審査請求 (審査請求人) 青葉区在住の市民 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)</p> |
|---|---|

3 条例の一部改正 (12件)

| | |
|---|---|
| <p>市第 21 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正</p> | <p>(内 容) 利用する特定個人情報 (指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報) を追加する (施行日) 公布の日</p> |
| <p>市第 22 号議案 横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正</p> | <p>(内 容) 港南台地域ケアプラザにおける介護保険法に基づく通所介護等の事業の廃止 (施行日) 8年4月1日</p> |
| <p>市第 23 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正</p> | <p>(内 容) ①国民健康保険料の徴収猶予の期間を1年以内とすることができるようにする ②国民健康保険法の一部改正に伴い過料を科す者から被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を削る等 (施行日) 6年12月2日 等</p> |
| <p>市第 24 号議案 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正</p> | <p>水道法施行令の一部改正に伴う改正 (内 容) 本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改める ①履修科目 (衛生工学・水道工学に関する学科目等の文言を削除) ②実務従事経験年数 (2年以上又は3年以上→3年以上) ③読み替え規定の対象施設の1日最大給水量 (1,000m³以下→10,000m³以下) 等 (施行日) 7年4月1日</p> |
| <p>市第 25 号議案 横浜市公園条例の一部改正</p> | <p>(内 容) 公園における禁止行為に喫煙を追加する (施行日) 7年4月1日</p> |
| <p>市第 26 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正</p> | <p>(内 容) ボヌール緑園を廃止する (施行日) 6年10月1日</p> |
| <p>市第 27 号議案 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部改正</p> | <p>(内 容) あっせん及び調停の対象事業に特定盛土等及び土石の堆積に関する事業を追加する 等 (施行日) 規則で定める日 等 (関係議案) 市第30号議案</p> |
| <p>市第 28 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正</p> | <p>建築基準法及び建築基準法施行令の改正の趣旨を踏まえた関係規定の整備 (内 容) 特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する制限の一部を緩和する 等 (施行日) 規則で定める日 等</p> |
| <p>市第 29 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正</p> | <p>地区計画の都市計画変更に伴う建築物等の制限の変更 (内 容) 関内駅前地区地区整備計画区域内における建築物の用途及び緑化に関する制限を変更する (施行日) 公布の日</p> |

| | |
|---|---|
| 市第 30 号議案 横浜市開発事業の調整等に関する 条例の一部改正 | (内 容) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い工事の着手に当たり 本市の同意を要する事業に特定盛土等及び土石の堆積に関する事業 を追加する 等 (施行日) 規則で定める日 (関係議案) 市第27号議案 ※12～13頁参照 |
| 交第 1 号議案 横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜 市乗合自動車乗車料条例の一部改正 | (内 容) 精神障害者及びその介護人に対し高速鉄道の旅客運賃及 び乗合自動車の乗車券の料金の割引をする 等 (施行日) 7年4月1日 等 (関係議案) 交第2号議案 |
| 交第 2 号議案 横浜市貸切旅客自動車条例の一部 改正 | (内 容) 精神障害者の団体に対し貸切旅客自動車の運賃の割引を する 等 (施行日) 7年4月1日 等 (関係議案) 交第1号議案 |

4 道路の認定廃止(1件)

| | |
|--|--|
| 市第 31 号議案 東寺尾第461号線等市道路線の認 定及び廃止 | (認 定) 東寺尾第461号線など12路線 (廃 止) 師岡第51号線など26路線 合計38路線 |
|--|--|

5 財産の取得(1件)

| | |
|------------------------|---|
| 市第 32 号議案 高規格救急車の取得 | 救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得する (内 容) 高規格救急車(車両及びびぎ装) 16台(更新14台、増車2台) (相手方) 日産神奈川販売株式会社 (金 額) 285,120千円(単価:17,820千円) |
|------------------------|---|

6 和 解(1件)

| | |
|--|---|
| 市第 33 号議案 横浜みなとみらいホールにおける スプリンクラー設備による水損事故 に係る損害賠償請求についての和解 | 4年10月17日横浜みなとみらいホールの再開館に向けた大ホールの照 明器具のテストにおいて、シーリングスポット室内のスプリンクラー から大量の水が噴出し、大ホールの天井、客席等を水損した事故に係 る損害賠償請求についての和解 (相 手 方) ①株式会社日建設計 ②川本工業株式会社 (和解条項) 本市が本件事故の復旧工事に要した費用26,064,373円の うち、相手方はそれぞれ10,425,749円を支払う 等 |
|--|---|

7 指定管理者の指定(3件)

| | |
|------------------------------------|--|
| 市第 34 号議案 地区センターの指定管理者の指定 | (名 称) たかたコミュニティハウス(港北区高田東三丁目) (指定管理者) 一般社団法人緑区区民利用施設協会 (緑区中山二丁目1番1号) (指 定期間) たかたコミュニティハウスの供用開始の日～12年3月 31日 |
| 市第 35 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指 定 | 地域ケアプラザ(5施設)の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については11頁参照 |
| 市第 36 号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の 指定 | (名 称) 青葉区福祉保健活動拠点(青葉区市ケ尾町) (指定管理者) 社会福祉法人横浜市青葉区社会福祉協議会 (青葉区市ケ尾町1,169番地の22) (指 定期間) 7年4月1日～12年3月31日 |

| 8 そ の 他（2件） | |
|--|---|
| 市第 37 号議案 公立大学法人横浜市立大学の定款の変更 | (内 容) 公立大学法人横浜市立大学が保有する土地を本市に納付することに伴い当該法人の資産に係る定款の規定から当該土地を削除する (施 行 日) 総務大臣及び文部科学大臣の認可の日 (議決根拠) 地方独立行政法人法第 8 条第 2 項 |
| 市第 38 号議案 公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付の認可 | (納付財産) 財産の種別：土地 所在地：金沢区柴町379番の 3 地積：474.97㎡ 出資時における評価額：88,439,414円 (議決根拠) 地方独立行政法人法第42条の 2 第 5 項 |
| 9 契 約 の 締 結 等（11件） | |
| (1) 契 約 の 締 結（8件） | |
| 市第 39 号議案 環状 4 号線（北町地区）道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約の締結 | 鋼製橋りょう築造工 (工事場所) 瀬谷区瀬谷町7, 449番地の 6 から同区北町21番地の17まで (契約金額) 1,603,800,000円 (完成期限) 8年6月30日 (契約相手) J F Eエンジニアリング株式会社 |
| 市第 40 号議案 東部児童相談所（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結 | 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 (工事場所) 鶴見区生麦三丁目544番地の31 (契約金額) 864,600,000円 (完成期限) 7年12月26日 (契約相手) 株式会社渡辺組 |
| 市第 41 号議案 東部方面斎場（仮称）新築工事（空気調和設備工事）請負契約の締結 | 空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事 各一式 (工事場所) 鶴見区大黒町18番地の18 (契約金額) 1,309,000,000円 (完成期限) 8年12月25日 (契約相手) 川本・ヨコレイ建設共同企業体 |
| 市第 42 号議案 東部方面斎場（仮称）新築工事（衛生設備工事）請負契約の締結 | 給排水設備工事、消火設備工事、浄化槽設備工事、ガスその他設備工事 各一式 (工事場所) 鶴見区大黒町18番地の18 (契約金額) 913,000,000円 (完成期限) 8年12月25日 (契約相手) 万里・清進建設共同企業体 |
| 市第 43 号議案 川辺町住宅改修工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結 | 住戸改善工事、共用部改修工事 各一式 (工事場所) 保土ヶ谷区川辺町4番地の2 (契約金額) 1,206,700,000円 (完成期限) 8年1月15日 (契約相手) 小俣・サクラ建設共同企業体 |
| 市第 44 号議案 今宿小学校建替工事（建築工事）請負契約の締結 | 鉄筋コンクリート造3階建 1棟 (工事場所) 旭区今宿東町829番地の3 (契約金額) 2,244,000,000円 (完成期限) 8年6月30日 (契約相手) 風越・中鉢建設共同企業体 |
| 市第 45 号議案 都岡小学校屋内運動場建替工事及び都岡小学校コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1棟 (工事場所) 旭区都岡町4番地の1 (契約金額) 1,378,300,000円 (完成期限) 8年6月2日 (契約相手) 渡辺・昭和建設共同企業体 |
| 市第 46 号議案 つつが丘小学校校舎建替工事（建築工事）請負契約の締結 | 鉄筋コンクリート造3階建 1棟 (工事場所) 青葉区つつが丘34番地の1 (契約金額) 1,564,200,000円 (完成期限) 8年6月5日 (契約相手) 馬淵・小雀建設共同企業体 |

(2) 契約の変更(3件)

| | |
|---|--|
| <p>市第 47 号議案 みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみ らいコンベンション施設整備事業契 約の変更</p> | <p>契約金額の変更 (契約金額) 37,146,420,666円 → 37,267,066,713円 (約0.3%増) (変更理由) 物価変動に伴う維持管理の対価の改定 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関 する法律第12条</p> |
| <p>市第 48 号議案 環状3号線(杉田港南台地区)電 線共同溝P F I事業契約の変更</p> | <p>契約金額及び契約期間の変更 (契約金額) 2,424,681,240円 → 3,215,148,284円 (約32.60%増) (契約期間) 23年3月31日→22年3月31日 (変更理由) ①物価変動及び詳細設計による積算数量等の変更に伴う 施設整備費の対価の増 ②詳細設計による工期短縮 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関 する法律第12条</p> |
| <p>市第 49 号議案 末吉橋(鶴見川)架替工事(下部 工)請負契約の変更</p> | <p>契約金額の変更 (契約金額) 6,971,966,624円 → 7,921,325,419円 (約13.62%増) (変更理由) 当初想定していなかった地中障害物があることが判明し 、撤去を行う等のため</p> |

市報第9号 変更契約の締結についての専決処分報告

| 専 決 年 月 日 | 契 約 の 概 要 (下線部が今回の変更内容) | | | 変 更 理 由 | |
|--------------|---|----------------------|--|--|---|
| | 契 約 名 | 相 手 方 | 議決・専決年月日 変 更 前 | | 変 更 後 |
| 6.5.13 | 南部児童 相談所移 転新築工 事並びに 上永谷駅 前地域ケ アプラザ (仮称) 及び上永 谷駅前コ ミュニテ ィハウス (仮称) 新築工事 (建築工 事) 請負 契約 | 松尾・安 藤建設共 同企業体 | <u>5.12.20議決</u> 契約金額 <u>1,863,132,700円</u> 完成期限 令和6年5月31日 <u>5.3.9専決</u> 契約金額 1,683,000,000円 完成期限 令和6年5月31日 <u>5.2.9専決</u> 契約金額 1,667,600,000円 完成期限 令和6年2月29日 <u>4.9.16議決</u> 契約金額 1,653,300,000円 完成期限 令和6年2月29日 | 契約金額 <u>1,881,651,200円</u> 完成期限 令和6年5月31日 | 工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上するため |

別 紙

| | | | | | |
|-----------------|--|---------------------|--|--|--|
| <p>6. 5. 27</p> | <p>勝田小学校及び勝田小学校コミュニティハウス（仮称）建替工事（建築工事）請負契約</p> | <p>渡辺・昭和建設共同企業体</p> | <p><u>6. 2. 20議決</u> 契約金額 <u>2, 425, 229, 400円</u> 完成期限 令和 6 年 5 月 31 日 <u>4. 11. 29専決</u> 契約金額 2, 191, 200, 000円 完成期限 令和 6 年 5 月 31 日 <u>4. 9. 16議決</u> 契約金額 2, 165, 240, 000円 完成期限 令和 6 年 5 月 31 日</p> | <p>契約金額 <u>2, 457, 925, 800円</u> 完成期限 令和 6 年 5 月 31 日</p> | <p>工事現場における週休 2 日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上する等のため</p> |
| <p>6. 6. 4</p> | <p>中村町住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約</p> | <p>馬淵建設株式会社</p> | <p><u>6. 2. 28専決</u> 契約金額 <u>867, 917, 600円</u> 完成期限 令和 6 年 12 月 27 日 <u>5. 6. 1 議決</u> 契約金額 834, 240, 000円 完成期限 令和 6 年 12 月 27 日</p> | <p>契約金額 <u>887, 251, 640円</u> 完成期限 令和 6 年 12 月 27 日</p> | <p>工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となるため</p> |
| <p>同</p> | <p>消防本部（別館）整備工事（建築工事）請負契約</p> | <p>株式会社 小俣組</p> | <p><u>5. 9. 21議決</u> 契約金額 <u>876, 700, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 2 月 28 日</p> | <p>契約金額 <u>888, 800, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 2 月 28 日</p> | <p>公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため</p> |

| | | | | | |
|-------|---|--|---|--|--|
| 同 | 万騎が原 小学校建 替工事（ 第1工区 建築工事 ）請負契 約 | 株式会社 渡辺組 | <u>5.12.20議決</u> 契約金額 <u>698,500,000円</u> 完成期限 令和7年1月24日 | 契約金額 <u>718,080,000円</u> 完成期限 令和7年1月24日 | 地盤の状況によ り、杭をより深 く打つことが必 要となる等のた め |
| 6.6.7 | 旧上瀬谷 通信施設 地区土地 区画整理 事業基盤 整備工事 （その1 ）請負契 約 | 前田・西 松・宮内 建設共同 企業体 | <u>6.3.26議決</u> 契約金額 <u>7,585,769,950円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 契約金額 <u>7,699,476,400円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため |
| 同 | 旧上瀬谷 通信施設 地区土地 区画整理 事業基盤 整備工事 （その2 ）請負契 約 | 大成・青 木あすな ろ・奈良 ・NB建 設共同企 業体 | <u>6.3.26議決</u> 契約金額 <u>8,593,400,750円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 契約金額 <u>8,719,793,500円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 同 |
| 同 | 旧上瀬谷 通信施設 地区土地 区画整理 事業基盤 整備工事 （その3 ）請負契 約 | 鹿島・東 鉄・馬淵 ・小雀建 設共同企 業体 | <u>6.3.26議決</u> 契約金額 <u>8,453,621,550円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 契約金額 <u>8,563,837,700円</u> 完成期限 令和9年3月18日 | 同 |

別紙

| | | | | | | | | |
|----------|-------------------------|--------------|-------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--|
| 6. 6. 11 | 瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約 | 小俣・奈良建設共同企業体 | 5. 12. 20議決 | 契約金額 | 2, 607, 082, 500円 | 契約金額 | 2, 616, 883, 500円 | 本市の市営住宅の仕様の改定により、共用廊下の仕様を改定後のものに変更する等のため |
| | | | 完成期限 | 令和 6 年10月31日 | 完成期限 | 令和 6 年10月31日 | | |
| | | | 5. 3. 10専決 | 契約金額 | 2, 377, 100, 000円 | 完成期限 | 令和 6 年 8 月30日 | |
| | | | 5. 2. 28専決 | 契約金額 | 2, 274, 800, 000円 | 完成期限 | 令和 6 年 8 月30日 | |
| | | | 5. 2. 2専決 | 契約金額 | 2, 220, 900, 000円 | 完成期限 | 令和 6 年 8 月30日 | |
| | | | 5. 1. 17専決 | 契約金額 | 2, 190, 100, 000円 | 完成期限 | 令和 6 年 8 月30日 | |
| | | | 4. 9. 16議決 | 契約金額 | 2, 165, 240, 000円 | 完成期限 | 令和 6 年 8 月30日 | |

市報第11号 和解の専決処分報告

1 消防局

| 専決 年月日 | 和解の概要 |
|-----------|--|
| 6.3.19 | 令和4年6月17日青葉区恩田町において消防車が原告Aの自動車に接触しこれを破損した事故につき、原告Aが自身の損害に係る賠償金の支払を、原告Bが原告Aに対する保険給付により代位取得した損害賠償請求権に基づく求償金の支払を求めた川崎簡易裁判所令和5年（ハ）第616号求償金等請求事件について、訴訟上の和解により、横浜市が、本件事故による損害額446,314円のうち、原告Aに対し50,000円を、原告Bに対し173,157円を支払うこと等について合意した。 |

2 中区

| 専決 年月日 | 和解の概要 |
|-----------|---|
| 6.3.29 | 令和4年12月から令和5年10月まで相手方の個人番号カードの交付に要する事務処理を遅延させたことにより個人番号カードの交付が遅れ、相手方がマイナポイントの申請をすることができなかったため、横浜市は、相手方に対し、和解金として20,000円を支払うこと等について合意した。 |
| 同 | 令和5年1月から同年10月まで相手方の個人番号カードの交付に要する事務処理を遅延させたことにより個人番号カードの交付が遅れ、相手方がマイナポイントの申請をすることができなかったため、横浜市は、相手方に対し、和解金として20,000円を支払うこと等について合意した。 |

3 南区

| 専決 年月日 | 和解の概要 |
|-----------|--|
| 6.3.25 | 令和2年4月2日相手方の転入の手続の際、相手方の持参した個人番号カードの事務処理を誤ったことにより当該個人番号カードを失効させ、相手方がマイナポイントの申請をすることができなかったため、横浜市は、相手方に対し、和解金として20,000円を支払うこと等について合意した。 |

別 紙

市第35号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|--------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市鶴見市場 地域ケアプラザ | 鶴見区北寺尾四 丁目21番20号 | 社会福祉法人大樹 理事長 山 本 一 郎 | 令和7年4月1日か ら令和12年3月31日 まで |
| 横浜市別所地域 ケアプラザ | 南区大岡五丁目 13番15号 | 社会福祉法人横浜太陽会 理事長 島 村 和 子 | 同 |
| 横浜市日限山地 域ケアプラザ | 港南区下永谷四 丁目21番10号 | 社会福祉法人同塵会 理事長 松 井 住 仁 | 同 |
| 横浜市今宿西地 域ケアプラザ | 保土ヶ谷区上菅 田町1, 723番地 の1 | 社会福祉法人清光会 理事長 大 矢 直 子 | 同 |
| 横浜市山下地域 ケアプラザ | 緑区西八朔町77 3番地の2 | 社会福祉法人ふじ寿か会 理事長 前 田 順 啓 | 同 |

市第 30 号議案 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市での大規模な土石流災害等を踏まえ、危険な盛土等を包括的に規制できるようにするため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正されました。（令和 5 年 5 月 26 日施行）

この法改正により、「宅地造成に加え、農地や森林における造成を規制対象にすること」、「新たに一時的な土石の堆積を規制対象にすること」、「盛土工事等の計画を周辺住民へ事前周知すること」等の規定が設けられました。

このうち、「盛土工事等の計画を周辺住民へ事前周知すること」については、「横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「本条例」という。）」に基づく、開発事業を進める際に行う「周辺住民への周知の手続」の中で対応するため、必要な条例改正を行います。

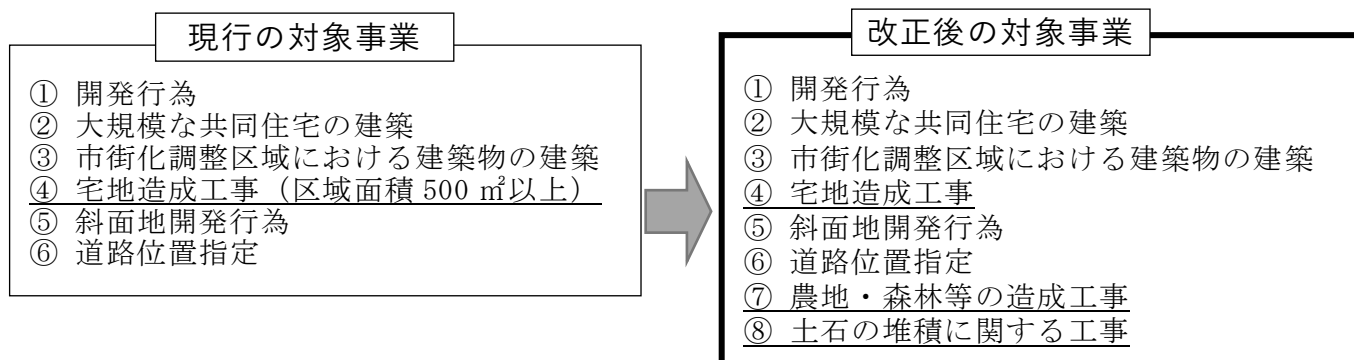
また、本条例で定めている開発事業の際に整備する公共施設等の基準の改定も併せて行います。

2 本条例改正の概要

(1) 対象事業に盛土規制法の規制対象工事を追加

本条例の手続が必要となる対象事業に、盛土規制法の規制対象工事を追加します。

（④の宅地造成工事については面積要件を無くし、⑦、⑧を対象事業に追加）



(2) 事業規模に応じた周知方法の見直し

周知対象事業に、小規模な造成工事や農地・森林等の造成工事、土石の堆積に関する工事が加わったことを踏まえ、事業規模に応じた周知方法の規定を見直します。

| 分類 | 事業の規模（太字が追加部分） | 周知方法 |
|-------|---|-----------------------------------|
| 大規模事業 | 市街化区域：区域面積 5,000 m ² 以上 市街化調整区域：区域面積 3,000 m ² 以上 | 現地への標識設置、開発事業構想書等の縦覧及び説明会 |
| | 大規模な共同住宅の建築 高さ 9 m を超える盛土 堆積面積 2,000 m ² 以上 又は高さ 5 m を超える土石の堆積 | |
| 中規模事業 | 大規模事業・小規模事業のいずれにも該当しないもの | 現地への標識設置、開発事業構想書等の縦覧及び説明会 又は 戸別訪問 |
| 小規模事業 | 区域面積 500 m ² 未満の道路位置指定 | 現地への標識設置及び開発事業構想書等の縦覧 |
| | 区域面積 500 m²未満の ・宅地・農地・森林等の造成工事 ・土石の堆積に関する工事 | |

(3) 公共施設等の基準の見直し

これまでの開発許可等の運用実態を踏まえ、次の基準を改正します。

(ア) 宅地造成に伴う道路整備に関する基準の追加

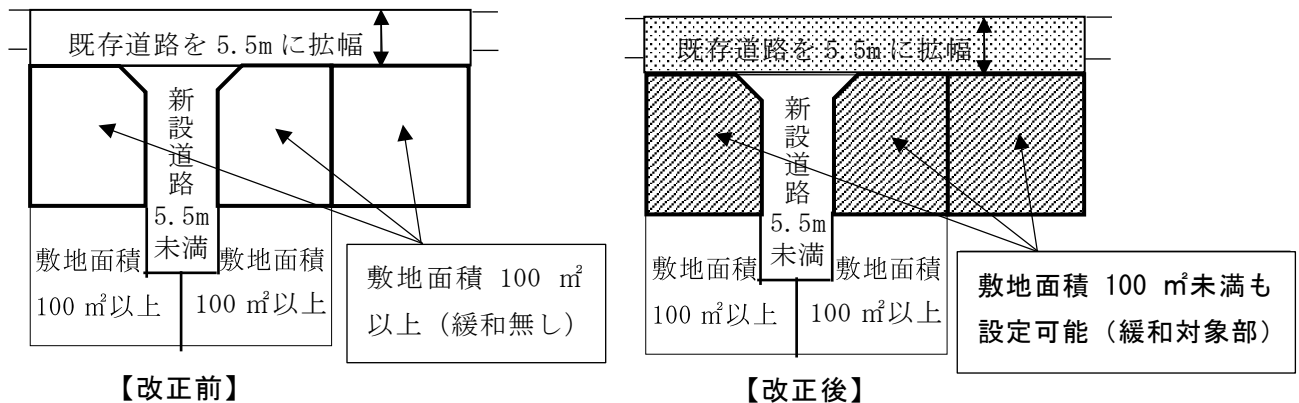
公道の適切な維持管理等を図るため、これまで指導してきた道路整備に関する基準を条例に追加します。

(イ) 「計画敷地面積の最低限度」の適用要件の緩和

開発許可等においては、住居系の用途地域について原則として最低敷地面積 100 m²以上として許可を行ってきました。このうち、容積率が 200%である第1種住居地域等^{※1}については、これまで、既に幅員 5.5m以上の場合、または幅員 5.5m以上の道路を新設する場合に、敷地面積を 100 m²未満に設定できましたが、今回、既存の道路幅員を 5.5mに拡幅^{※2}する場合においても、敷地面積を 100 m²未満に設定できるように適用要件を緩和します。

※1 対象となる用途地域：第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域

※2 開発許可等における道路基準に適合するための拡幅に限る



「計画敷地面積の最低限度」の緩和対象部

(4) 本条例改正に伴う所要の改正

本条例改正に伴い、関係する次の条例の所要の改正（条例名の変更に伴う修正、項ずれの修正）を行います。

- ・横浜みどり税条例
- ・緑の環境をつくり育てる条例
- ・横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例

3 施行日

規則で定める日（令和7年4月1日（予定））

本市における盛土規制法の適用は、令和7年4月1日を予定しています。

Ⅱ 予算議案

| 件名 | 概要 | 要 |
|---------------------------------------|--|---|
| 1 繰越計算書等報告（3件） | | |
| 市報第13号 令和5年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告 | 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書報告 一般会計 77事業 総額 63,924,016千円 特別会計 13事業 総額 10,756,763千円 | |
| 市報第14号 令和5年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告 | 地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書報告 一般会計 13事業 総額 3,984,434千円 特別会計 2事業 総額 363,091千円 | |
| 市報第15号 令和5年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告 | 地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく下水道事業会計、埋立事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び高速鉄道事業会計の各予算繰越額の使用計画の報告 5会計 総額 35,038,109千円 | |
| 2 補正予算（2件） | | |
| 市第50号議案 令和6年度横浜市一般会計補正予算（第2号） | 歳入歳出予算補正 補正額 19,086,179千円 ほか債務負担行為補正、市債補正 | |
| 市第51号議案 令和6年度横浜市中心部と畜場費会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正 補正額 ▲690,000千円 ほか債務負担行為補正、市債補正 | |

令和6年度9月補正予算案の概要

9月補正予算案では、執行見込みに合わせた定額減税補足給付金給付事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額や、国や県の当初認証及び補正予算への対応など必要な事業費を補正します。

【歳入歳出予算補正】

| | | |
|-------|------|-----------|
| 一般会計 | 20事業 | 19,086百万円 |
| 特別会計 | 1会計 | ▲690百万円 |
| 全会計総計 | | 18,396百万円 |

【債務負担行為補正】

| | |
|-----------|-------------------|
| 債務負担行為の追加 | 3件（一般会計） |
| 変更 | 2件（一般会計1件、特別会計1件） |

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 国・県予算への対応 14事業 18,909百万円

ア 定額減税補足給付金給付事業 11,563百万円〔一般財源〕

令和5年度2月補正予算で計上した定額減税額が課税額を上回る方への給付について、国から提示された算定方法を踏まえ、令和6年度住民税課税情報に基づき、給付対象者・給付額を算定した結果、当初想定を上回る見込みとなったため、給付費を増額します。

◆実施概要

- 対象者：定額減税可能額*が所得税、住民税の課税額を上回る方
※所得税分＝3万円×減税対象人数、住民税分＝1万円×減税対象人数
- 給付対象者見込：約53万人（当初見込：約45万人）
- 給付額：定額減税額が課税額を上回る額を1万円単位で切り上げて算定した額
- スケジュール：
申請方法 令和6年7月22日から順次、給付対象者へ「支給のお知らせ」又は「確認書」を送付
支給時期 令和6年8月19日以降、順次支給

◆補正内容

定額減税補足給付にかかる対象者数等の増に伴う事業費を補正

イ 新型コロナウイルスワクチン接種事業

4,067 百万円〔諸収入〕

国が想定する接種単価の見直しに伴い、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る接種費用を増額します。なお、単価見直しによる追加費用の財源については、国の補助支援を受けた基金管理団体*から助成金が交付されます。

※一般社団法人 新薬・未承認薬等研究開発支援センター

◆実施概要

- ・接種対象：横浜市内に住民登録があり、接種日現在で次の①・②いずれかに該当する方
 - ①65 歳以上の方
 - ②60 歳以上 65 歳未満で、一定の障害を有する方
- ・接種時期：令和 6 年 10 月 1 日～7 年 1 月 31 日
- ・接種場所：市内医療機関
- ・接種見込件数：49 万回
- ・接種見込単価：15,300 円程度（当初想定単価 7,000 円との差額 8,300 円を増額）
- ・自己負担額：3,000 円

◆補正内容

新型コロナウイルスワクチン定期接種の追加費用にかかる事業費を補正

ウ 先天性代謝異常症等検査事業

67 百万円〔国費 34 一般財源 34〕

市内の産科医療機関等で出生した新生児を対象に実施している先天性代謝異常症等検査（計 20 疾患を対象とする新生児マススクリーニング検査）について、疾患の早期発見及び治療を促し、乳幼児の健全な発育を図るため、新たに 2 疾患を対象とする国の実証事業に参画し、必要となる検査費用を増額します。

◆実施概要

- ・対象者：生後 5～8 日目の新生児
- ・対象経費：2 疾患分の検査料 1 件あたり 6,000 円（国 1/2、市 1/2 自己負担なし）
 - ※採血料及び郵送料等は自己負担
- ・実施機関：市内の産科医療機関等
- ・対象期間：令和 6 年 10 月～7 年 3 月

◆補正内容

先天性代謝異常症等検査に関する 2 疾患分の実証事業の実施にかかる事業費を補正

県の令和6年度6月補正予算に合わせ、市内の社会福祉施設等への光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：高齢者施設等 約 6,700 か所、障害者施設等 約 3,600 か所
救護施設 2 か所、更生施設 2 か所
- ・対象経費：各種施設の光熱費等及び1日3食提供する入所施設における食材費
- ・補助額：各施設の実績などから算出した光熱費等及び食材費相当額に、物価高騰の影響を乗じた額の2分の1を単価（1人当たり、1施設当たり）として支給
- ・対象期間：令和6年4月～5月（燃料費は6月まで）

◆補正内容

社会福祉施設等に対する光熱費等及び食材費の支援の実施にかかる事業費を補正

県の令和6年度6月補正予算に合わせ、市内の児童福祉施設等への光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設等：認可保育所 813 か所、幼稚園（私学助成園は食材費のみ対象） 217 か所、認定こども園 70 か所、地域型保育事業所 268 か所、横浜保育室 10 か所、認可外保育施設 358 か所、病児・病後児保育室 29 か所、親と子のつどいの広場 73 か所、放課後児童クラブ 228 か所、児童養護施設等 38 か所、里親家庭 104 世帯、子育て短期支援事業者 19 か所、障害児入所・通所施設 771 か所、こども食堂等 300 か所 等
- ・対象経費：各種施設の光熱費等及び食材費
- ・補助額：各施設の実績などから算出した光熱費等及び食材費相当額に、物価高騰の影響を乗じた額の2分の1を単価（1人当たり、1施設当たり等）として支給
- ・対象期間：令和6年4月～5月（燃料費は6月まで）

◆補正内容

児童福祉施設等に対する光熱費等及び食材費の支援の実施にかかる事業費を補正

カ 介護サービス提供体制の整備促進等に対する補助（地域医療介護総合確保基金事業）

2,067 百万円〔県費〕

県の令和6年度6月補正予算に合わせ、市内の介護施設等が大規模修繕時に介護ロボットやICTを導入する際にかかる費用等を新たに助成するとともに、介護サービス提供体制の整備促進等にかかる費用への助成を増額します。

◆実施概要（①～②：新規募集終了事業の継続実施 ③～⑥：補助単価引き上げ）

※各取組の対象期間は、令和6年4月～7年3月

①大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICT導入支援事業 1,526 百万円

- ・対象施設：令和6年度に大規模修繕工事を実施する介護施設等
- ・対象経費：大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

②特別養護老人ホーム整備等事業 330 百万円（令和6年度新規申請施設分）

- ・対象施設：新規整備を条件とする大規模修繕や耐震化整備を行う特別養護老人ホーム等
- ・対象経費：大規模修繕にかかる工事費等

③特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業 118 百万円

④地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 19 百万円

⑤地域密着型サービス事業所整備等事業 29 百万円

⑥特別養護老人ホーム整備等事業 45 百万円（令和5年度からの継続施設分）

◆補正内容

介護サービス提供体制の整備促進等に対する補助にかかる事業費を補正

キ 旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業 285 百万円〔国費 153 市債 131 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことなどに伴い、市道五貫目第33号線（八王子街道）整備等について、事業費を追加します。

◆補正内容

市道五貫目第33号線（八王子街道）整備等にかかる事業費を補正

ク 汽車道・運河パーク遊歩道改良事業 28 百万円〔国費 14 市債 14〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、汽車道・運河パーク遊歩道改良事業について、事業費を追加します。

◆補正内容

汽車道・運河パーク遊歩道にかかる補修費を補正

ア 民間社会福祉施設整備における建築資材価格高騰対策支援事業

452百万円〔県費13 市債306 一般財源134〕

本市からの整備費補助などにより進められている民間社会福祉施設整備について、物価高騰による施設整備への影響に対応するため、建築資材価格の高騰相当分の支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：ア 保育所等整備：232百万円
 - ①認可保育所等（22施設）
認可保育所、横浜保育室の認可移行支援、
中規模改修による既存活用推進事業、幼保連携型認定こども園への移行
 - ②地域型保育事業所（25施設）
小規模保育事業、家庭的保育事業
 - ③保育所老朽改築（10施設）
- イ 高齢者施設整備：220百万円
 - ①特別養護老人ホーム（11施設）
- ・補助額：既存の整備費補助単価に建築資材等の実質上昇率6.5%を乗じた額
- ・対象期間：令和6年4月～7年3月

◆補正内容

民間社会福祉施設整備に対する支援の実施にかかる事業費を補正

イ 住宅施策推進事業

228百万円〔国費91 一般財源136〕

子育て世帯等を対象とした最高レベルの断熱性能及び再生可能エネルギー設備を備えた省エネ住宅への住替え補助について、補助件数を追加して実施します。

◆実施概要

- ・実施内容：子育て世帯等を対象に最高レベルの断熱性能等を備えた省エネ住宅への住替えに要する費用の一部を補助
- ・補助対象：令和6年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯、又は、令和6年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯
- ・補助要件：次のいずれかの住宅への住替えを行うこと
 - ①新築型 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有している住宅
 - ②リノベ型 窓など全ての開口部が断熱改修（ZEHレベル以上）されており、新耐震基準に適合している住宅
- ・補助額：最大150万円
(基礎額70万円+市外からの転入30万円加算+再エネ設備設置50万円加算)
- ・追加補助件数：150件（当初予算350件との合計500件）
- ・申請期限：令和6年11月まで

◆補正内容

省エネ住宅住替え補助にかかる事業費を補正

ウ 本牧ふ頭道路改修事業

95 百万円〔市債〕

国際コンテナ戦略港湾施策の一環で再整備を進めている本牧ふ頭D4・D5コンテナターミナル接続道路（本牧ふ頭D突堤1号線）において、舗装の損傷が想定以上に進行していることから、安全かつ円滑な交通を確保するため、改修を実施します。

◆補正内容

本牧ふ頭D突堤1号線にかかる補修費を補正

エ 消防車両購入費

▲213 百万円〔国費▲55 市債▲136 一般財源▲22〕

消防車両の購入について、トラックシャシ供給不足の影響により、年度内納車が困難となったことから、該当車両の調達にかかる経費を減額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「4. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

事業進捗に伴う減額補正

オ 小中学校整備事業

▲385 百万円〔国費▲20 市債▲364 一般財源▲1〕

万騎が原小学校体育館建替工事について、地中障害物に起因する対策及び杭の追加工事が発生したことにより工程の見直しを行ったため、事業費を減額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「4. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

工事の出来高の変更に伴う減額補正

2. 9月補正予算案で活用する一般財源と市債

（1）一般財源 12,018 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、12,018 百万円です。この財源については、次のとおり活用します。

- ・前年度繰越金：455 百万円（令和5年度一般会計決算剰余金の1/2（3,722 百万円））
- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金：11,563 百万円

（定額減税補足給付金給付事業分）

（2）市債 46 百万円

市債は、中期計画における「4か年活用額：5,300 億円」のもと、計画的に活用しており、今回の補正予算案では、国庫補助事業の認証増などにより、市債を46 百万円追加で発行します。

(単位：百万円)

| 項目 | 当初予算 A | 9月補正後現計 B | 補正額 (B-A) |
|---------|-----------|--------------|--------------|
| 市債 | 106,577 | 106,623 | 46 |
| 建設債 | 99,577 | 99,623 | 46 |
| 臨時財政対策債 | 7,000 | 7,000 | - |

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 中央と畜場費会計

1事業 ▲690百万円

ア 小動物解体ライン改修事業費

▲690百万円〔市債〕

小動物解体ライン改修請負契約について、工程等の見直しを行ったため、事業費を減額します。

※あわせて、債務負担行為の限度額を変更（「4. 債務負担行為補正」(2)ア(ア)参照）

◆補正内容

事業進捗に伴う減額補正

4. 債務負担行為補正

(1) 一般会計 4件

ア 債務負担行為の追加

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------|-------|--------|
| 消防車両製造請負契約 | 令和7年度 | 220百万円 |

【設定理由】

消防車両の購入について、トラックジャシ供給不足の影響により年度内での履行ができないため、新たに債務負担行為を設定します。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---------------------------|-------|--------|
| 二俣川小学校建替工事請負契約 (令和6年度) | 令和7年度 | 370百万円 |

【設定理由】

二俣川小学校建替工事について、地中障害物に起因する対策及び物価高騰によるインフレスライドの適用のため、既設定の債務負担行為に加え、新たに債務負担行為を設定します。

※参考：既設定の債務負担行為

- ・期間：令和6年度から令和7年度まで 限度額：3,500百万円

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|--------------------|-------|--------|
| 万騎が原小学校体育館建替工事請負契約 | 令和7年度 | 470百万円 |

【設定理由】

万騎が原小学校体育館建替工事について、地中障害物に起因する対策及び杭の追加工事が発生したことにより、工期の延長が必要になったため、新たに債務負担行為を設定します。

イ 債務負担行為の変更

| 事 項 | 期 間 | 限度額 | |
|-------------|-------|-----|--------|
| 給食室改修工事請負契約 | 令和7年度 | 変更前 | 550百万円 |
| | | 変更後 | 620百万円 |

【設定理由】

給食室改修工事について、工程の見直しにより後年度の支払見込額が増額となるため、債務負担行為の限度額を変更します。

(2) 特別会計 1件

ア 債務負担行為の変更

(ア) 中央と畜場費会計

| 事 項 | 期 間 | | 限度額 | |
|------------------|-----|--------------------|-----|----------|
| 小動物解体ライン改修工事請負契約 | 変更前 | 令和7年度 | 変更前 | 1,200百万円 |
| | 変更後 | 令和7年度から 令和8年度まで | 変更後 | 2,800百万円 |

【設定理由】

小動物解体ライン改修工事について、工程及び一部仕様の見直しにより工事費の増額及び工期の延長が必要になったため、債務負担行為の期間及び限度額を変更します。

<添付資料>

○資料 令和6年度9月補正予算案について《総括表》

令和6年度9月補正予算案について《総括表》

資料

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 国・県予算への対応

(単位：百万円)

| 局名 | 事業名 | 補正額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般財源 |
|--------------------------------|--|---------------|------------|--------------|--------------|------------|---------------|
| 脱炭素 | 旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業 | 285 | 153 | 0 | 0 | 131 | 1 |
| こども | 児童福祉施設等物価高騰対策支援事業 | 165 | 0 | 33 | 0 | 0 | 132 |
| こども | 先天性代謝異常症等検査事業 | 67 | 34 | 0 | 0 | 0 | 34 |
| 健福 | 定額減税補足給付金給付事業 | 11,563 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,563 |
| 健福 | 社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 ・障害者施設等物価高騰対策支援事業 ・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 ・救護施設等物価高騰対策支援事業 | 667 | 0 | 625 | 0 | 0 | 42 |
| 健福 | 介護サービス提供体制の整備促進等に対する補助 (地域医療介護総合確保基金事業) ・大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICT 導入支援事業 ・地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 ・特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業 ・特別養護老人ホーム整備等事業 ・地域密着型サービス事業所整備等事業 | 2,067 | 0 | 2,067 | 0 | 0 | 0 |
| 医療 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 4,067 | 0 | 0 | 4,067 | 0 | 0 |
| 港湾 | 自動車道・運河パーク遊歩道改良事業 | 28 | 14 | 0 | 0 | 14 | 0 |
| 国・県予算への対応 (14事業) 小計 | | 18,909 | 201 | 2,724 | 4,067 | 145 | 11,771 |

(2) その他の事業補正

(単位：百万円)

| 局名 | 事業名 | 補正額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般財源 |
|------------------------------|--|------------|-----------|-----------|----------|-------------|------------|
| こども 健福 | 民間社会福祉施設整備における建築資材価格高騰 対策支援事業 ・保育所等整備における建築資材価格高騰対策 支援事業 ・特別養護老人ホーム整備等事業 | 452 | 0 | 13 | 0 | 306 | 134 |
| 建築 | 住宅施策推進事業 | 228 | 91 | 0 | 0 | 0 | 136 |
| 港湾 | 本牧ふ頭道路改修事業 | 95 | 0 | 0 | 0 | 95 | 0 |
| 消防 | 消防車両購入費 | ▲ 213 | ▲ 55 | 0 | 0 | ▲ 136 | ▲ 22 |
| 教育 | 小中学校整備事業 | ▲ 385 | ▲ 20 | 0 | 0 | ▲ 364 | ▲ 1 |
| その他の事業補正 (6事業) 小計 | | 178 | 17 | 13 | 0 | ▲ 99 | 247 |

| | 補正額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般財源 |
|----------------------|---------------|-----|-------|-------|----|--------|
| 一般会計（20事業） 合計 | 19,086 | 218 | 2,737 | 4,067 | 46 | 12,018 |

※「一般財源」欄は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（11,563百万円）を含んだ数値

| 【参考】6年度予算額の推移 | 事業費 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般財源 |
|---------------|------------------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 当初予算 | 1,915,554 | 383,971 | 105,959 | 194,619 | 99,577 | 1,131,428 |
| 5月補正 | 2,033 | 106 | 0 | 2 | 0 | 1,925 |
| 9月補正案 | 19,086 | 218 | 2,737 | 4,067 | 46 | 12,018 |
| 現計予算 | 1,936,673 | 384,295 | 108,696 | 198,688 | 99,623 | 1,145,372 |

特別会計

(単位：百万円)

| 局名 | 事業名 | 補正額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般会計繰入金 |
|-------------------------|---------------------------------|--------------|----|----|-----|--------------|---------|
| 経済 | 中央と畜場費会計（1事業） ・小動物解体ライン改修事業費 | ▲ 690 | 0 | 0 | 0 | ▲ 690 | 0 |
| 特別会計（1会計、1事業） 合計 | | ▲ 690 | 0 | 0 | 0 | ▲ 690 | 0 |

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

| 局名 | 名称・設定期間 | | 限度額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般財源 | |
|----|-----------------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|---|
| 消防 | 消防車両製造請負契約 | R7 | 220 | 76 | 0 | 0 | 132 | 12 | |
| 教育 | 二俣川小学校建替工事請負契約（令和6年度） | R7 | 370 | 53 | 1 | 0 | 310 | 6 | |
| 教育 | 万騎が原小学校体育館建替工事請負契約 | R7 | 470 | 31 | 0 | 0 | 435 | 4 | |
| 教育 | 給食室改修工事請負契約 | 補正前 | R7 | 550 | 0 | 0 | 0 | 545 | 5 |
| | | 補正後 | R7 | 620 | 0 | 0 | 0 | 617 | 3 |

特別会計

(単位：百万円)

| 局名 | 名称・設定期間【会計名称】 | | 限度額 | 国費 | 県費 | その他 | 市債 | 一般会計繰入金 | |
|----|--------------------------------|-----|-------|-------|----|-----|----|---------|---|
| 経済 | 小動物解体ライン改修工事請負契約 【中央と畜場費会計】 | 補正前 | R7 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 1,199 | 1 |
| | | 補正後 | R7～R8 | 2,800 | 0 | 0 | 0 | 2,798 | 2 |